

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(防 災 課)

一

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

二

訓 令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

(防 災 課)

三

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則(昭和三十五年岐阜県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号(一)中「三〇〇円」を「三二〇円」に改め、同表第二号(二)中「二百五十三万円」を「二百六十二万円」に改め、同表第二号(三)中「千四百円」を「千八百円」に改め、同表第三号(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分	季別	夏季(四月から九月まで)	五人を超える世帯
一人世帯		一八三〇〇円	五二、六〇〇円に五人を超え一人増すごとに七、七〇〇円を加算した額 八〇、三〇〇
二人世帯		二二五〇〇円	
三人世帯		二四六〇〇円	
四人世帯		四、五〇〇円	
五人世帯		五二六〇〇円	

冬季(十 月から三 月まで)	三〇二〇〇円	三九二〇〇円	五〇六〇〇円	三三六〇〇円	六三三〇〇円	円に五人を超 え一人増すこ とに一、〇 〇〇円を加算 した額
----------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 区分 世帯の	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人を超える 世帯
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	
夏季(四 月から九 月まで)	六〇〇〇円	八〇〇〇円	二二〇〇〇円	二四六〇〇円	一八、五〇〇 円に五人を超 え一人増すこ とに二、六〇 〇円を加算し た額	二六、八〇〇 円に五人を超 え一人増すこ とに三、五〇 〇円を加算し た額
冬季(十 月から三 月まで)	九七〇〇円	二二六〇〇円	二七九〇〇円	三二二〇〇円	二六、八〇〇 円に五人を超 え一人増すこ とに三、五〇 〇円を加算し た額	

別表第一六第二号中「五十四万七千円」を「五十六万七千円」に改め、同表八第三号
 (二)中「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に、
 「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に改め、同表九第三号中「二十万六千円」を「二
 十万八千七百円」に、「十六万四千八百円」を「十六万七千円」に改め、同表十第二号
 (四)②イ中「五千二百円」を「五千三百円」に改め、同表十一第二号中「十三万三千九百
 円」を「十三万四千三百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十一号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第八十九号)の
 一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)」を「県事務所」
 に改める。

第八条第三項中「振興局長」を「県事務所長」に、「振興局振興課長、振興局に置か
 れる事務所の長」を「県事務所副所長(副所長を置かない県事務所にあつては、振興防
 災課長)」に、「振興局の各課長(振興課長を除く。)、振興局に置かれる事務所の各課長」
 を「県事務所の各課長(副所長を置かない県事務所にあつては、振興防災課長を除く。)」
 に、「(振興局(振興局に置かれる事務所を含む。))を除く。」を「(県事務所を除く。)」
 に改める。

別表第二知事直轄部の部中行政管理班の項を削り、同表総務部の部人事班の項の次に
 次のように加える。

行政管理班	総務部 行政管理課長	災害対策の応援に関すること。
-------	---------------	----------------

別表第二清流の国推進部の部スポーツ推進班の項中「スポーツ推進班」を「地域スポー
 ツ班」に、「スポーツ推進課長」を「地域スポーツ課長」に改め、同項の次に次のよう
 に加える。

競技入水 1ツ班	清流の国推進部 競技入水ポ ーツ 課長	災害対策の応援に関すること。
-------------	------------------------------	----------------

別表第二危機管理部の部原子力防災班の項第七号及び同部防災班の項第七号中「振興
 局(振興局に置かれる事務所を含む。)」を「県事務所」に改め、同表健康福祉部の部健
 康福祉政策班の項に次の一号を加える。

5 DCA T (災害派遣福祉チーム) の派遣に関する事。

別表第二健康福祉部の部地域医療推進班の項中「所管分」の下に「及び希望が丘学園」を加え、同部保健医療班の項第五号中「心のケアチーム」を「DPA T (心のケアチーム)」に改め、同部子ども・女性政策班の項中「子ども・女性政策班」を「女性の活躍推進班」に、「子ども・女性政策課長」を「女性の活躍推進課長」に改め、同表商工労働部の部商工政策班の項に次の一号を加える。

5 岐阜産業会館の災害対策及び連絡調整に関する事。

別表第二商工労働部の部新産業振興班の項第一号中「岐阜県口ポットプラザ」を「テクノプラザエリア関連施設(新産業振興課所管分)」に改め、同項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

2 情報科学芸術大学院大学の災害対策及び連絡調整に関する事。

3 情報産業施設(新産業振興課所管分)の災害対策に関する事。

別表第二商工労働部の部地域産業班の項事務分掌の欄を次のように改める。

- 1 セラミックパークMINOの災害対策及び連絡調整に関する事。
- 2 アクティブGの災害対策及び連絡調整に関する事。
- 3 災害対策用物資の確保等に関する事。

別表第二商工労働部の部情報産業班の項を削り、同部観光班の項中「観光班」を「観光企画班」に、「観光課長」を「観光企画課長」に改め、同項の次に次のように加える。

観光誘客班	商工労働部	災害対策の応援に関する事。
	観光誘客課長	

別表第二教育部の部中「教育次長(部長の指名する者)」を「副教育長」に改め、同部教育研修班の項の次に次のように加える。

学校安全班	教育委員会	1 学校安全に関する事。
	学校安全課長	2 学校の管理(児童生徒に関する事に限る)に関する事。

別表第二教育部の部学校支援班の項及び特別支援教育班の項中「及び児童生徒」を削り、同部体育健康班の項第三号を削る。

別表第三緊急時モニタリングチームの項中「森林整備班」を「県産材流通班」に改め、

「学校支援班」「学校安全班」に改め、同表被同表避難所支援チームの項中「特別支援教育班」を「学校支援班」に改め、同表被「体育健康班」を「特別支援教育班」に改める。
別表第四を次のように改める。

支部の名称、位置及び所管区域

名称	位置	所管区域
岐阜支部	危機管理政策課内	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡
西濃支部	西濃県事務所内	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡
揖斐支部	揖斐県事務所内	揖斐郡
中濃支部	中濃県事務所内	関市 美濃市 郡上市
可茂支部	可茂県事務所内	美濃加茂市 可児市 加茂郡 可児郡
東濃支部	東濃県事務所内	多治見市 瑞浪市 土岐市
恵那支部	恵那県事務所内	中津川市 恵那市
飛驒支部	飛驒県事務所内	高山市 飛驒市 下呂市 大野郡

別表第五総務班の項中「振興局(振興局に置かれる事務所を含む) 振興課長」を「県事務所振興防災課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十八号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

大規模地震対策特別措置法第十七条第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

大規模地震対策特別措置法第十七条第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程（昭和五十四年岐阜県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

第二号中「総務部長」を「秘書政策審議監、総務部長」に改め、第三号を削り、第四号中「東濃振興局長」を「恵那県事務所長」に改め、同号を第三号とする。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社